

働き方改革関連法による「同一労働同一賃金」について、いよいよ大企業は2020年4月（中小企業は2021年4月）より施行されます。大企業ではすでに対策が進んでいる印象ですが、同時に施行される改正労働者派遣法に関しては、派遣会社の一部において準備が遅れているところもあるようです。労働者派遣を受け入れている企業には、派遣社員と比較する自社の従業員の情報提供が義務づけられているため、2020年4月になって派遣社員の受入れができない！ということにならないよう、早めに派遣会社の対応を確認しておく必要があります。今回は、多くの派遣会社で検討されている「労使協定方式」に関するQ&Aを取り上げています。具体的に労使協定を作成する段階においては様々な懸念点があります。社会保険労務士法人トップアンドコアへ、ぜひ、ご相談ください。

■ 労使協定方式に関するQ&A【第2集】が公表

2020年4月より施行される改正労働者派遣法において、同一労働同一賃金への対応は「派遣先均等・均衡方式」と「労使協定方式」の2つがあり、派遣会社はどちらかを選択することになります。**「労使協定方式」は例外としての取扱い**となるため、労使協定で定める内容および締結方法において厳しい要件が課されています。適正に労使協定を締結・運用できなかった場合には、原則である「派遣先均等・均衡方式」が適用されることとなります。確実な締結・運用が求められます。

問2-1 **固定残業代**は、一般賃金と同等以上を確保する協定対象派遣労働者の賃金対象としていいか？

答 協定対象派遣労働者の賃金の対象に時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等が含まれないことを踏まえ、固定残業代についても協定対象派遣労働者の賃金の対象とすることは適当ではない。直近の事業年度において、実際の時間外労働等に係る手当を超えて支払われた固定残業代については、協定対象労働者の賃金の対象とすることが可能であるが、労使で十分な議論が望まれる。

問2-2 派遣元事業主が**地域指数を選択**する際、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は具体的にどのように判断すればよいか？

答 (略) ある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から**実態に即して判断**することになり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではない。



■ 障害者雇用促進法の改正（2020年4月～）

昨年、国税庁や総務省・法務省・文部科学省など多くの中央省庁で障害者雇用数の水増し問題が表面化し、民間企業とは異なり納付金のペナルティがない行政機関において不正が行われていたことで批判が殺到、早急な再発防止策が求められていました。これに合わせて、民間企業に対しては以下の障害者雇用促進策が創設されました。

1. 週10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に**特例給付金を支給**
2. 障害者雇用促進の取組みが**優良な中小事業主（常用労働者300人以下）の認定制度**



■ 労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い

労働基準法の改正により、中小企業においても2020年4月から「時間外労働の上限規制」が適用されます（大企業は2019年4月から適用済み）。これに関し、特に労働基準監督署への問合せが多い『「研修・教育訓練」が労働時間に該当するか否か？』について、実際の相談事例が公表されました。

【研修・教育訓練について】

業務上義務づけられていない**自由参加のもの**であれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。

＜例1＞終業後の夜間に行うため弁当の提供はしているが、参加の強制をせず、参加しないことに不利益な取り扱いをしない勉強会 ⇒ 労働時間に該当しない

＜例2＞自らが担当する業務について、**あらかじめ**先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学 ⇒ 労働時間に該当する



■ しわ寄せ防止キャンペーン月間（2019年11月）

働き方改革に伴う大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組みが、下請け等中小事業者に対する適正なコストを伴わない短納期発注・急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があるとして、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会合同のキャンペーンが行われます。

■ 「労働時間等設定改善法」の改正（2019年4月1日施行）により、事業主は他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要がある

■ 「下請中小企業振興法」の「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています（「働き方改革」を阻害するような取引や要請は行わないこと！等）。

■ 住民票・個人番号カード等へ旧姓併記が可能に（2019年11月5日～）

女性活躍法推進の観点から、住民票や個人番号カード等へ旧姓（旧氏）の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令が改正されました。旧姓を併記するためには、請求手続きが必要です。

①旧姓が記載された戸籍謄本等を準備する

②マイナンバーカード（通知カード）と①を持参して住所管轄の市区町村で請求する

※原則、直前に称していた旧氏に限り記載できますが、初めて旧氏を記載する場合に限り、本人の戸籍謄本に記載されている過去の氏の中から1つを選び記載することができます



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ター名古屋 7F

TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F

TEL：092-273-0503

E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

